

令和3年4月27日



佐賀県高度情報化推進協議会

## 令和3年度第1回幹事会

### 【目的】

令和3年度の定期総会付議事項等について審議する。

### 【次第】

#### 1 議事

(1) 定期総会次第（案）について

(2) 定期総会付議事項（案）について

第1号議案 役員を選任について

第2号議案 令和2年度事業報告について

第3号議案 令和2年度収支決算について

第4号議案 佐賀県高度情報化推進協議会幹事会関係例規の一部改正（案）について

第5号議案 令和3年度事業計画（案）について

第6号議案 令和3年度収支予算（案）について

#### 2 その他

## 1 議事

### (1) 定期総会の次第（案）について

令和3年度の定期総会について、次の次第により開催してよいでしょうか。

【日程】（案）：令和3年5月25日（火）

【会場】（案）：ガーデンテラス佐賀ホテル&マリトピア

【次第】（案）

#### I 定期総会（15：00～15：50）

##### 1 開 会

##### 2 議 事

第1号議案 役員の選任について

第2号議案 令和2年度事業報告について

第3号議案 令和2年度収支決算について

第4号議案 佐賀県高度情報化推進協議会幹事会設置・運営規程の一部改正（案）について

第5号議案 令和3年度事業計画（案）について

第6号議案 令和3年度収支予算（案）について

##### 3 その他

##### 4 閉 会

#### II ICTに関する講演会（16：00～17：00）

講演（調整中）

※ 終了後、懇親会を開催予定（17：15～ ）

※ 新型コロナウイルス感染症の状況によって、Web開催等に変更する。

(2) 定期総会付議事項について

定期総会の付議事項について、次のとおりでよいでしょうか。

**第1号議案 役員を選任について**

役員は、佐賀県高度情報化推進協議会規約第8条第2項「幹事を除く役員は、総会において会員の中から選任する」、同条第3項「幹事については、別に定める佐賀県高度情報化推進協議会幹事会設置・運営規程により選出し、総会において承認する」とされている。

なお、次の一覧表において、幹事を除く役員は（ ）書きとし、新たな幹事又は役職の変更は下線を引いている。

令和3年度佐賀県高度情報化推進協議会 役員名簿 (案)

＜会員名＞	＜役職・氏名(敬称略)＞
○会長 (1名)	( )
○副会長 (2名)	( )
	( )
○幹事 (20名)	西日本電信電話株式会社佐賀支店 副支店長 荒井 透
(◎は座長)	九州電力株式会社佐賀支店
	技術部通信ソリューショングループ長 南里 考祐
	ニシム電子工業株式会社佐賀支店 支店長 小鉢 正幸
	<u>佐賀シティビジョン株式会社</u>
	営業部次長兼営業課長兼制作課課長 下平 憲太郎
	<u>株式会社佐賀新聞社</u> 統合編集本部メディア局次長 中野 星次
	株式会社佐賀電算センター 公共事業部企画営業部2G兼
	ICTサービスG兼企画Gマネージャー 富崎 智彦
	株式会社プライム 企画営業部部長 青木 孝広
	有限会社佐賀情報ビジネス 代表取締役 江島 光代
	株式会社九州コユウ システム部部長 泓原 敏夫
	特定非営利活動法人ITサポートさが 事務局長 浴本 信子
	特定非営利活動法人シニアネット佐賀 理事長 香月 幸雄
	特定非営利活動法人シニア情報生活アドバイザー佐賀 理事長 久野 美津代
	<u>佐賀県商工会連合会</u> 指導課課長 大瀬良 重人
	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 専務理事 鷺崎 順
	唐津ビジネスカレッジ 教頭 下木 祐二
	佐賀コンピュータ専門学校 事務長 堤 和義
	佐賀大学 経済学部教授 羽石 寛志
	<u>神崎市</u> 企画課課長 音成 栄志
	<u>江北町</u> 総務政策課課長 山中 博代
	佐賀県ネットワーク・セキュリティ対策協議会 事務局 秀島 邦彦
○監事 (2名)	( )
	( )

(参考) 令和2年度佐賀県高度情報化推進協議会 役員名簿

	<会員名>	<役職・氏名(敬称略)>
○会長(1名)	佐賀県	総務部長 脇山 行人
○副会長(2名)	佐賀県ケーブルテレビ協議会	副会長 大野 裕志
	佐賀大学	総合情報基盤センター副センター長 堀 良彰
○幹事(21名)	西日本電信電話株式会社佐賀支店	副支店長 荒井 透
(◎は座長)	九州電力株式会社佐賀支店	
	技術部通信ソリューショングループ長	南里 考祐
	ニシム電子工業株式会社佐賀支店	支店長 小鉢 正幸
◎株式会社佐賀新聞社	編集本部メディア局長	森本 貴彦
	株式会社佐賀電算センター 公共事業部企画営業部2G兼	
	ICTサービスG兼企画Gマネージャー	富崎 智彦
	株式会社佐賀IDC	経営企画部マネージャー 大澤 陽子
	株式会社プライム	企画営業部部長 青木 孝広
	有限会社佐賀情報ビジネス	代表取締役 江島 光代
	株式会社九州コージュ	システム部部长 泓原 敏夫
	特定非営利活動法人NetComさが	理事長 牛島 清豪
	特定非営利活動法人ITサポートさが	事務局長 浴本 信子
	特定非営利活動法人シニアネット佐賀	理事長 香月 幸雄
	特定非営利活動法人シニア情報生活アドバイザー佐賀	理事長 久野 美津代
	佐賀県中小企業団体中央会	労働部主事 山口 侑真
	公益財団法人佐賀県地域産業支援センター	専務理事 鷺崎 順
	唐津ビジネスカレッジ	教頭 下木 祐二
	佐賀コンピュータ専門学校	事務長 堤 和義
	佐賀大学	経済学部教授 羽石 寛志
	伊万里市	情報政策課長 山口 令子
	みやき町	企画調整課長 岡 毅
	佐賀県ネットワーク・セキュリティ対策協議会	事務局 秀島 邦彦
○監事(2名)	株式会社学映システム	専務取締役 松尾 雄一郎
	小城市	総務部企画政策課長 池田 真澄

## 第2号議案 令和2年度事業報告について

令和2年度は、中期推進項目として①情報セキュリティ普及推進、②ICT利活用普及推進を掲げ、本協議会の目的達成に資する事業に取り組んだ。

また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により例年とは異なるスケジュールとなった。

### 中期推進項目

#### ① 情報セキュリティ普及啓発

ICT機器の発展及び社会におけるICTサービスの利活用が多方面で急速に進んでいる。そのような情報化社会の中、個人、企業ともにICT機器・サービスの正しい理解、特に情報セキュリティ対策の重要性が高まってきていることから、その普及啓発活動を関係機関、団体等と協力し進める。

#### ② ICT利活用普及推進

県民のICT利活用による幸福感の向上を目的として、ICT利活用事例の調査やICTを活用した「仕組み」を検討し、ICTの更なる利活用のきっかけとなる取組や普及のための企画立案を行う。

また、キャッシュレス、IoT、ビッグデータ、AI、5Gなどの最先端技術や社会情勢などの情報収集等を行い、県民、県内事業者等に広報し、普及推進を図る。

## 1 会議

### (1) 定期総会

日付	令和2年8月24日(月)
場所	オンライン開催
内容	役員の選任について 令和元年度事業報告について 令和元年度収支決算について 佐賀県高度情報化推進協議会幹事会設置・運営規程の一部改正(案)について 令和2年度事業計画(案)について 令和2年度収支予算(案)について

### (2) 幹事会

高情協の事業計画、収支決算及び収支予算の策定、幹事会直轄事業に関する審議を行った。

#### ○第1回

日付	令和2年7月7日(火)～15日(水)
場所	メール開催
内容	定期総会の日程(案)及び次第(案)について 定期総会付議事項(案)について ICT利活用促進調査研究募集要項(案)等について

○第2回

日付	令和2年10月8日(木)
場所	佐賀県地域産業支援センター
内容	I C T利活用先進事例視察先について I C T利活用促進調査研究について 定期総会における意見について これまでの事業について これからの事業について

○第3回

日付	令和3年1月14日(木)
場所	オンライン開催
内容	本年度事業の進捗について 次期中期推進項目について 来年度事業の方向性について 次期講演会のテーマについて 次期幹事について 高情協関係例規の改正について

○第4回

日付	令和3年3月19日(金)
場所	オンライン開催
内容	本年度事業の進捗について I C T利活用促進調査研究成果について 次期中期推進項目について 来年度事業の内容について 高情協関係例規の改正について I C T利活用促進調査研究補助金のあり方について

(3) 企画運営グループ及び広報グループ

ア 企画運営グループ

単年度の事業計画の原案の策定並びに各事業の企画及び運営を行った。

○第1回

日付	令和2年4月13日(月)
内容	令和2年度定期総会等の実施時期及び方法について I C T利活用促進調査研究募集要項(案)等について

○第2回（メール開催）

日付	令和2年6月25日（木）～7月1日（水）
内容	定期総会議案書（案）について I C T利活用促進調査研究募集要項（案）等について

○第3回

日付	令和2年9月14日（月）
内容	I C Tに関する講演会について I C T利活用先進事例視察について 情報モラル啓発イベントについて I C T利活用促進調査研究について その他

○第4回

日付	令和2年12月18日（金）
内容	次期講演会のテーマについて 次期中期推進項目について 来年度事業の方向性について I C T利活用促進調査研究募集要項の改正について 高情協関係例規の改正について 本年度事業の進捗について

○第5回

日付	令和3年2月26日（金）
内容	本年度事業の進捗について I C T利活用促進調査研究実績の審査について 次期中期推進項目について 来年度事業の内容について 高情協関係例規の改正について 次期幹事・各グループ構成員について

イ 広報グループ

各事業実施に当たっての広報を行った。また、各事業結果の会員への情報提供及び共有化を行った。

○第1回

日付	令和2年10月16日（金）
内容	今後の事業の広報について 現在の広報について



○第2回

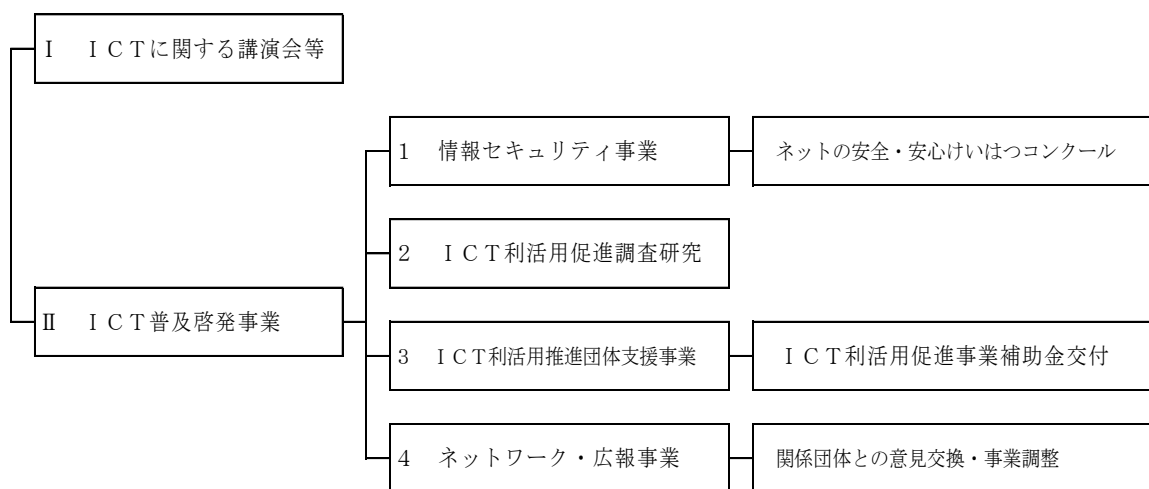
日付	令和3年2月15日(月)
内容	今後の事業の広報について 新しい生活様式に対応した広報について

2 幹事会直轄事業

中期推進項目

- ① 情報セキュリティ普及啓発
- ② ICT利活用普及推進

(体系)



I ICTに関する講演会等 (中期推進項目①、②関連)

県内各地域における情報化の推進を図るため、会員、事業者、一般県民を対象として、ICTの最新動向を知るとともに、ICTの効果的な利活用を促進するための講演会を開催した。

また、講演会補完事業として、これからICT利活用の推進を図ろうとする会員にとって参考となるICT利活用先進事例の視察を行った。

○ICTに関する講演会

日付	令和2年11月24日(火)
場所	ガーデンテラス佐賀ホテル&マリトピア
内容	講演①演題 AIのこれまでとこれから 講師 橋爪 康知 氏 (木村情報技術株式会社 取締役CIO) 講演②演題 xRが創造する未来 講師 天賀 光広 氏 (株式会社とっぺん 代表取締役) 参加者数 69人

○視察

日付	令和3年2月10日（水）
場所	佐賀県産業スマート化センター及び株式会社オプティム
内容	○佐賀県産業スマート化センター 取組紹介、AI・IoT機器の体験 ○佐賀大学リージョナルイノベーションセンター 産学連携の取組紹介（佐賀県産業スマート化センター内で実施） ○株式会社オプティム 取組紹介、AIを活用した無人販売所の体験、ドローン見学 参加者数 9人

II ICT普及啓発事業

1 情報セキュリティ事業（中期推進項目①関連）

(1) ネットの安全・安心けいはつコンクール

佐賀県、佐賀県教育委員会、佐賀県警察本部、特定非営利活動法人ITサポートさが及び本協議会で実行委員会を構成して、第13回令和2年度ネットの安全・安心けいはつコンクールを実施した。

- ・ 作品応募総数 927 点
- ・ 令和3年2月18日（木）～2月25日（木）佐賀市アバンセ展示コーナーに展示
- ・ 令和2年2月21日（日）～2月28日（日）表彰動画をオンラインで限定公開
- ・ 佐賀県知事賞などのほか、佐賀県高度情報化推進協議会賞を交付

(2) 情報モラル啓発イベント

ネットの安全・安心けいはつコンクールの受賞作品を用いて、情報モラルやセキュリティの啓発に取り組むイベントを実施した。

○情報モラル啓発イベント（令和元年度コンクール受賞作品の展示）

日付	令和2年10月17日（土）、18日（日）
場所	ゆめタウン佐賀
内容	令和元年度ネットの安全・安心けいはつコンクールの受賞作品展示 情報モラル啓発クイズ・アンケートを実施（回答者数 241 人）

○情報モラル啓発イベント（令和2年度コンクール受賞作品の展示）

日付	令和3年3月6日（土）、7日（日）
場所	ゆめタウン佐賀
内容	令和2年度ネットの安全・安心けいはつコンクールの受賞作品展示 情報モラル啓発クイズ・アンケートを実施（回答者数 358 人） 県で実施している5G関連施策の展示

2 ICT利活用促進調査研究（中期推進項目②関連）

初心者層、シニア層、主婦層等のICT利活用促進に向けた知見を得るとともに、県内に最先端技術の普及推進を図るため、ICT利活用に係る調査研究を行っている会員への補助を行った。

ア 佐賀大学 山内一祥氏（補助金額 391,998 円）

研究課題 佐賀県内企業の採用活動のオンライン化の推進状況に関する調査研究

イ 佐賀大学 亀山嘉大氏（補助金額 110,724 円）

研究課題 交通系ICカードの普及と公共交通の利便性の向上に関する調査・研究—交通系ICカードの普及に向けた既存の移動手段を組み合わせたアクセスマップの作成と学生の意識調査から—

3 ICT利活用推進団体支援事業（中期推進項目①、②関連）

(1) ICT利活用促進事業補助金交付

ICT利活用を推進する団体が実施する中期推進項目に該当する事業への補助を行った。

ア 特定非営利活動法人シニアネット佐賀（補助金額 300 千円）

○はじめてのスマホ体験講座

日付	場所	受講者数
令和2年9月28日（月）、29日（火）	唐津市都市コミュニティセンター	18人
令和2年11月12日（木）、13日（金）	唐津市都市コミュニティセンター	22人
令和2年11月26日（木）、27日（金）	唐津市相知交流文化センター	24人
令和2年12月1日（火）、2日（水）	江北町ふれあい交流センターネイブル	12人
令和3年1月14日（木）、15日（金）	佐賀市兵庫公民館	20人

○パソコン講座

日付	場所	受講者数
令和2年9月12日（土）	佐賀商工ビル	20人
令和2年10月10日（土）	佐賀商工ビル	11人
令和2年11月7日（土）	佐賀県立生涯学習センターアバンセ	13人
令和2年12月12日（土）	佐賀県立生涯学習センターアバンセ	12人
令和3年1月16日（土）	佐賀県立生涯学習センターアバンセ	9人

イ 特定非営利活動法人シニア情報生活アドバイザー佐賀（補助金額 300 千円）

○パソコン、タブレット、スマホのシニア困りごと相談会

日付	場所	受講者数
令和2年10月8日（木）	佐賀市新栄公民館	10人
令和2年11月2日（月）	鳥栖市立田代まちづくり推進センター	11人
令和2年11月11日（水）、12日（木）	鳥栖市立麓まちづくり推進センター	4人
令和2年11月26日（木）	佐賀市立巨勢公民館	7人
令和2年12月1日（火）	佐賀市立蓮池公民館	10人

令和2年12月3日(木)	鳥栖市立若葉まちづくり推進センター	12人
令和2年12月14日(月)、15日(火)	鳥栖市立弥生が丘まちづくり推進センター	8人
令和3年1月21日(木)	多久ケーブルメディア	9人
令和3年1月28日(木)	佐賀市立開成公民館	10人
令和3年2月1日(月)	武雄市橘公民館	12人
令和3年2月1日(月)、8日(月)	嬉野市塩田中央公民館	12人
令和3年2月12日(金)、26日(金)	佐賀市市民活動プラザ	13人
令和3年2月13日(土)	有田町生涯学習センター	12人
令和3年2月15日(月)	佐賀市立循誘公民館	10人
令和3年3月5日(金)	佐賀市春日北公民館	11人

#### 4 ネットワーク・広報事業（中期推進項目①、②関連）

中期推進項目に合致する関係機関、団体の個々の取組について、各種事業のWeb上での広報について協力した。

また、本協議会HPやSNS等のWeb各種媒体を通じて会員間の情報の共有化を図るとともに、本協議会の事業告知や成果、関係団体のICTに関する取組等、ICTに関する様々な情報を広く社会に情報発信した。

##### ○さがプログラミングアワード2020

日付	令和2年12月26日(土)
場所	メートプラザ佐賀
対象	県内在住または在学の小学生
主催	佐賀新聞社
後援	佐賀県高度情報化推進協議会

##### ○サイバーセキュリティ対策セミナー

日付	令和2年11月25日(水)
場所	佐賀県産業スマート化センター
対象	県内の中小・小規模事業者
主催	佐賀県、佐賀県警察本部、佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会、公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
後援	佐賀県高度情報化推進協議会

##### ○第3回生産性向上のためのITフェア

日付	令和3年2月25日(木)
場所	ホテルグランデはがくれ
対象	県内の中小・小規模事業者
主催	佐賀県商工会議所連合会、佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会、佐賀県産業スマート化センター
後援	佐賀県高度情報化推進協議会

### 第3号議案 令和2年度収支決算について

<収入の部>

(単位：円)

科目	2年度予算 (A)	2年度決算 (B)	差引額 (B-A)	備考
会費収入	2,730,000	2,730,000	0	令和2年度会員数 100 (一般会員 93、特別会員 7)
県	(450,000)	(450,000)	(0)	1会員
市町	(684,000)	(684,000)	(0)	20会員
企業・団体・個人	(1,596,000)	(1,596,000)	(0)	72会員
助成金	146,000	146,000	0	情報通信月間援助金
雑収入	991	18	△ 973	預金利息
繰越金	1,299,009	1,299,009	0	
合計	4,176,000	4,175,027	△ 973	

<支出の部>

(単位：円)

科目	2年度予算 (A)	2年度決算 (B)	差引額 (A-B)	備考
幹事会直轄事業費	3,260,000	2,404,716	855,284	
ICTに関する講演会等	(900,000)	(653,464)	(246,536)	講演会 (R2.11)、視察 (R3.2)
ICT普及促進事業	(2,360,000)	(1,751,252)	(608,748)	・セキュリティ事業 360,000円 ・ICT利活用調査研究 503,272円 ・ICT利活用推進団体支援事業 601,430円 ・ネットワーク・広報事業 286,550円
会議費	330,000	299,090	30,910	
総会	(300,000)	(294,250)	5,750	8月定期総会 (オンライン開催)
幹事会	(30,000)	(4,840)	25,160	4回開催 (R2.7、R2.10、R3.1、R3.3)
事務費	150,000	131,518	18,482	OCN使用料、郵送料、プリンタ等
予備費	436,000	0	436,000	
合計	4,176,000	2,835,324	1,340,676	

令和2年度収入合計 4,175,027 円

令和2年度支出合計 2,835,324 円

収支差額 1,339,703 円

収支差額 1,339,703 円は、全額令和3年度に繰り越すものとする。

財産目録

佐賀銀行県庁支店	普通預金	1,161,140円
佐賀共栄銀行佐大通り支店	普通預金	178,563円
計		1,339,703円

## 監 査 報 告 書

私ども監事は、当協議会の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの業務執行状況及び財務の状況を監査するため、事業実績及び収支決算に関する報告を受け、それらに関する帳票記録及び関係資料について、実査・照合等を行った結果、適法かつ正確に行われているものと認めます。

以 上

令和3年4月15日

佐賀県高度情報化推進協議会

監 事 松尾 雄一郎

<sup>3</sup>  
令和2年4月16日

佐賀県高度情報化推進協議会

監 事 池田 真澄

## 第4号議案 佐賀県高度情報化推進協議会幹事会関係例規の一部改正（案）について

### ○ 佐賀県高度情報化推進協議会規約の一部改正

改正前	改正後（案）
<p>(総会)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 総会は、会長が招集し、会議の目的たる事項等を通知しなければならない。</p> <p>3 総会は、原則として、年1回定期総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。</p> <p>4 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。</p> <p>5 総会においては、会長が議長となる。</p> <p>6 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第20条 本会の連絡、会計その他の庶務事務を処理する事務局を佐賀県総務部情報課情報化推進室に置く。</p>	<p>(総会)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 総会は、会長が招集し、会議の目的たる事項等を通知しなければならない。</p> <p>3 <u>総会の開催は、集合によるもの又は電子媒体によるものとする。</u></p> <p>4 総会は、原則として、年1回定期総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。</p> <p>5 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。</p> <p>6 総会においては、会長が議長となる。</p> <p>7 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>(事務局)</p> <p>第20条 本会の連絡、会計その他の庶務事務を処理する事務局を佐賀県総務部情報課<u>デジタルイノベーション室</u>に置く。</p>

#### 附 則

この規定は、令和3年5月25日から適用する。

### ○ 佐賀県高度情報化推進協議会会計規程の一部改正

改正前	改正後（案）
<p>(出納員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 出納員は、事務局職員のうち、佐賀県総務部情報課情報化推進室係長の職にある者（2人以上あるときは、あらかじめ事務局長が指名する者）をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>	<p>(出納員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 出納員は、事務局職員のうち、佐賀県総務部情報課<u>デジタルイノベーション室</u>係長の職にある者（2人以上あるときは、あらかじめ事務局長が指名する者）をもって充てる。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p>

#### 附 則

この規程は、令和3年5月25日から施行する。

### ○ 佐賀県高度情報化推進協議会事務局規程の一部改正

改正前	改正後（案）
<p>（事務局職員）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事務局長は、佐賀県総務部情報課情報化推進室長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 副事務局長は、佐賀県総務部情報課情報化推進室係長の職にある者（2人以上あるときは、あらかじめ事務局長が指名する者）をもって充てる。ただし、事務局員のうちには、佐賀県総務部情報課情報化推進室副室長の職にある者を充てるものとし、当該事務局員は別に定めるところにより、通帳の保管者となる。</p> <p>4 事務局員は、佐賀県総務部情報課情報化推進室職員をもって充てる。</p> <p>5 略</p>	<p>（事務局職員）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 事務局長は、佐賀県総務部情報課デジタルイノベーション室長の職にある者をもって充てる。</p> <p>3 副事務局長は、佐賀県総務部情報課デジタルイノベーション室係長の職にある者（2人以上あるときは、あらかじめ事務局長が指名する者）をもって充てる。ただし、事務局員のうちには、佐賀県総務部情報課デジタルイノベーション室副室長の職にある者を充てるものとし、当該事務局員は別に定めるところにより、通帳の保管者となる。</p> <p>4 事務局員は、佐賀県総務部情報課デジタルイノベーション室職員をもって充てる。</p> <p>5 略</p>

附 則

この規程は、令和3年5月25日から施行する。

（理由）

- 1 総会は電子媒体により開催することができることを明記するため
- 2 佐賀県庁情報課組織改編（令和2年10月1日）に伴い、事務局の情報課情報化推進室が情報課デジタルイノベーション室に変更されたことに伴うもの

○ 佐賀県高度情報化推進協議会幹事会設置・運営規程の一部改正

改正前	改正後（案）				
<p>（設置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 公募は、別表の区分に基づき、「メディア・通信・電器など」「ソフトウェア・情報処理サービスなど」「市民社会組織・個人」「各種団体・学校」「地方自治体・特別会員」のグループごとに行う。</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>グループ</td> <td>会員</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table>	グループ	会員	略	略	<p>（設置）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 公募は、別に定める会員一覧の区分に基づき、「メディア・通信・電器など」「ソフトウェア・情報処理サービスなど」「市民社会組織・個人」「各種団体・学校」「地方自治体・特別会員」のグループごとに行う。</p>
グループ	会員				
略	略				

附 則

この規程は、令和3年5月25日から施行する。

（理由）



- 1 全会員名が記載された別表を削ることにより、会員の入退会があるたびに改正しなければならぬ事務の軽減を図るため

なお、改正後の「別に定める会員一覧」とは、総会資料末尾に記載しているものを指す。

# 佐賀県高度情報化推進協議会規約（改正後全文）（案）

## 第1章 総 則

（名 称）

第1条 この会は、佐賀県高度情報化推進協議会（以下「本会」という。）と称する。

（目 的）

第2条 本会は、情報ネットワークの整備が進み利活用の促進が中心課題になりつつある社会状況に的確に対応し、本県の市民社会組織、産業界、学界、行政の連携により、21世紀における豊かで住みよい地域社会の実現にICTを効果的に活用していくため、県内各地域における情報化の推進を図ることを目的とする。

（事 業）

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、プロジェクト事業、幹事会直轄事業及び本会の目的を達するために必要なその他の事業を行う。

2 プロジェクト事業は、本会が掲げる研究テーマに対し会員が責任者を務める組織や個人、自治体が応募するもので、交付については別に定める要綱にしたがう。

3 幹事会直轄事業とは、幹事会が特に必要と判断し遂行する事業を指し、会員内外に委託できるものとする。

（組 織）

第4条 本会は、事業の円滑な運営に資するため、総会の下に幹事会を設けるとともに本会の庶務事項を処理する事務局を設ける。

（部 会）

第5条 本会の目的を達成するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の構成及び運営に関し必要な事項は、会長が幹事会の議を得て別に定める。

## 第2章 会 員

（会 員）

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

（1）一般会員

この会の目的に賛同した地方公共団体、企業、団体、個人とする。

（2）特別会員

この会に対し、アドバイス等を行ってもらう国の出先機関等とする。

（入 会）

第7条 本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長あて提出しなければならない。

### 第3章 役員及び組織

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 25名程度
- (4) 監事 2名

2 幹事を除く役員は、総会において会員の中から選任する。

3 幹事については、別に定める佐賀県高度情報化推進協議会幹事会設置・運営規程により選出し、総会において承認する。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時、または、会長が欠けた時は、会長があらかじめ指名するところに従い、その職務を代行する。

3 幹事は、幹事会を構成し、本規約に定める事項及び会務の執行に関する事項を審議決定する。

4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### 第4章 会議

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、次の事項について議決する。

- (1) 中期推進項目及び事業計画に関すること
- (2) 収支決算及び収支予算に関すること
- (3) 規約の改廃に関すること
- (4) 解散その他、本会の運営に関する重要な事項

2 総会は、会長が招集し、会議の目的たる事項等を通知しなければならない。

3 総会の開催は、集合によるもの又は電子媒体によるものとする。

4 総会は、原則として、年1回定期総会を開催する。ただし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

5 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。

6 総会においては、会長が議長となる。

7 総会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(幹事会)

第 12 条 幹事会は、幹事をもって構成し、別に定める事項について審議する。

2 幹事会の長として、幹事会座長を互選によって選出する。

3 幹事会は、原則として年間 3 回程度開催するが、その他必要に応じて開催できるものとする。

4 幹事会は幹事の過半数の出席をもって成立する。

5 幹事会の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは幹事会座長の決するところによる。

(専 決)

第 13 条 会長は、総会を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について幹事会に諮った上で、専決することができる。

2 会長は前項の規定により専決をしたときは、その内容について次の総会において報告しなければならない。

## 第 5 章 会計及び会費の徴収方法

(事業年度)

第 14 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会 費)

第 15 条 本会は、経費に充当するため、一般会員より会費を徴収する。また、本会は、補助金並びに寄附金を受けることができる。

(事業計画及び予算)

第 16 条 本会の事業計画及び予算は、会長が調製し、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 17 条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を受けた上で、総会において承認を得なければならない。

(残余財産の帰属等)

第 18 条 本会が解散する場合において有する残余財産は、これまでの負担金の額に応じて構成団体に分配する。ただし、解散時の総会において、別の議決を行った場合は、その決議に従う。

## 第 6 章 帳 簿

(帳 簿)

第 19 条 本会に次の帳簿を備え付けるものとする。

(1) 会議録

(2) 規約、役員名簿、会員名簿

(3) 会費納入簿

(4) 金銭出納簿

## 第7章 その他

(事務局)

第20条 本会の連絡、会計その他の庶務事務を処理する事務局を佐賀県総務部情報課デジタルイノベーション室に置く。

附 則

- 1 この規約は、平成元年10月26日から適用する。
- 2 本会の設立初年度の事業年度は、第14条の規定に関わらず、設立総会のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この規約に定めるものの他、本会の運営上の必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成16年6月11日から適用する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成23年5月26日から適用する。

附 則

この規約は、平成26年5月28日から適用する。

附 則

この規定は、平成27年5月19日から適用する。

附 則

この規定は、平成28年5月26日から適用する。

附 則

この規定は、平成29年5月23日から適用する。

附 則

この規定は、平成30年5月29日から適用する。

附 則

この規定は、令和元年5月28日から適用する。

附 則

この規定は、令和3年5月25日から適用する。

## 佐賀県高度情報化推進協議会幹事会設置・運営規程（改正後全文）（案）

### （目 的）

第1条 この規程は、佐賀県高度情報化推進協議会規約第4条、第8条及び第12条の規定に基づき、佐賀県高度情報化推進協議会幹事会（以下「幹事会」という）の設置・運営について定めるものとする。

### （設 置）

第2条 幹事は、佐賀県高度情報化推進協議会の会員から推薦を含む公募を通じて選出する。

2 公募は、別に定める会員一覧の区分に基づき、「メディア・通信・電器など」「ソフトウェア・情報処理サービスなど」「市民社会組織・個人」「各種団体・学校」「地方自治体・特別会員」のグループごとに行う。

3 公募の結果をもとに各グループより5名程度を選出し全体で25名程度の幹事を決定する。

4 「地方自治体・特別会員」グループについては、市から1名、町から1名の幹事を選出する。

### （運 営）

第3条 幹事会は、中期推進項目、事業計画、収支決算及び収支予算の策定、プロジェクト事業の審査及び評価、幹事会直轄事業、その他総会に付すべき重要な事項の策定に関する審議を行う。

2 プロジェクト事業の審査と評価を行う際、当該事業と利害関係をもつ幹事は、その決定については関与できない。

3 幹事会の開催は、集合によるもの又は電子媒体によるものとする。

4 幹事会は、必要に応じてプロジェクトチームを編成することができる。

5 プロジェクトチームの構成及び運営に関し必要な事項は、幹事会の議を得て別に定める。

### 附 則

この規程は平成19年2月15日から施行する。

### 附 則

この規程は平成20年5月30日から施行する。

### 附 則

この規程は平成23年5月26日から施行する。

### 附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は平成26年5月28日から施行する。

### 附 則

この規程は平成27年2月16日から施行する。

### 附 則

この規程は平成27年5月19日から施行する。

### 附 則

この規程は平成28年5月26日から施行する。

### 附 則

この規程は平成 29 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は平成 30 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は令和元年 5 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は令和 2 年 8 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は令和 3 年 5 月 25 日から施行する。

# 佐賀県高度情報化推進協議会会計規程（改正後全文）（案）

## 第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、佐賀県高度情報化推進協議会（以下「本会」という。）の会計の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

（金銭の範囲）

第2条 この規程において金銭とは、現金、預金、小切手、郵便為替証書及び金銭に代わるべきその他の証書をいう。

（出納員）

第3条 協議会の金銭並びに物品の出納及び保管その他会計事務をつかさどるため、出納員を置く。

- 2 出納員は、事務局職員のうち、佐賀県総務部情報課デジタルイノベーション室係長の職にある者（2人以上あるときは、あらかじめ事務局長が指名する者）をもって充てる。
- 3 会長は、出納員に事故があるとき、又は欠けたときは、臨時に出納員となる者を指定し、その職務を行わせることができる。
- 4 出納員の事務を補助するため、会計事務担当者を置く。

（会計年度）

第4条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（会計責任者）

第5条 会計責任者は、事務局長とする。

## 第2章 予算

（目的）

第6条 予算は、明確な事業計画に基づいて、資金との調整を図って編成し、事業活動の円滑な運営に資することを目的とする。

（予算の作成）

第7条 協議会の予算は、会計年度ごとに作成し、総会の承認を得て会長が定める。

（補正予算）

第8条 会長は、予算の決定後、やむを得ない理由により予算に変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、総会に提案する。

（予算の流用）

第9条 会長は、予算の執行上必要があると認めるとき又はやむを得ない理由があるときには、



幹事会に諮った上で、科目相互間において予算を流用することができる。ただし、各配分額のいずれか低い額の 20 パーセントを上限とする。

2 会長は前項の規定により流用をしたときは、その内容について次の総会において報告しなければならない。

### 第 3 章 収入及び支出

(収入)

第 10 条 諸収入金を収入しようとするときには、当該収入金について必要な事項を調査し、適正であると認めるときは、直ちに徴収の決定を行わなければならない。

(収納)

第 11 条 収入金は、現金のほか、換金が確実に認められる小切手その他の証書をもって収納することができる。

(支出伺行為)

第 12 条 支出の原因となるべき契約その他の行為については、支出伺に必要な書類を添えて決裁を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、通信費、消耗品費及び食糧費については、第 1 項の支出伺に代えて支出伺兼支出命令書により整理することができる。

(支出)

第 13 条 支出は、支出命令書等（支出命令書又は支出伺兼支出命令書）に債権者の請求書及び必要な書類を添えて行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の支出については、請求書を要しないものとする。

- (1) 官公署等の発行した納付書等によるもの
- (2) 切手、収入印紙
- (3) 謝礼金、報償費その他これに類するもの
- (4) その他請求書により難いもの

3 会計責任者は、支出の都度、速やかに支出命令書、証拠書類（銀行が発行する振込伝票の控え等）、通帳を突合して適正な支出が行われたことを確認し、支出命令書に確認した記録を残さなければならない。

(特例的支払)

第 14 条 事務取扱上やむを得ない場合は、次の特例的支払を行うことができる。

- (1) 資金前渡払
- (2) 概算払
- (3) 前金払

2 前項第 1 号又は第 2 号の支払を行った場合は、事後に精算をしなければならない。

(預金及び印鑑の管理)

第 15 条 預金の名義人は、事務局長とする。

- 2 出納に使用する印鑑は、事務局長が保管し、押印するものとする。
- 3 出納に使用する通帳は、事務局員のうち、佐賀県総務部情報課情報化推進室副室長の職にある者が保管するものとする。
- 4 金融機関との取引を開始し、又は廃止するときは、会長の承認を受けなければならない。

## 第4章 契約

(見積書の徴収)

第16条 契約を行おうとするときは、原則として二人以上から見積書を徴しなければならない。

(見積書徴収の例外等)

第17条 前条の規定にかかわらず、予定価格が10万円未満の契約を締結しようとするとき又は契約の性質上二人以上から見積書を徴することが適当でないと認められるものについては、一人から見積書を徴するだけで契約をすることができる。

## 第5章 物品

(物品の範囲)

第18条 物品とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 備品：公印及び比較的長期間の使用又は保存に耐えられる物品で取得価格が3万円以上のもの
- (2) 消耗品：取得価格が3万円未満のもの

(物品の管理)

第19条 物品管理のための台帳を備え、その保全状況及び異動について記録し、異動、毀損、滅失のあった場合は、会計責任者に報告しなければならない。

## 第6章 決算

(出納閉鎖)

第20条 出納は、毎年度の3月31日をもって閉鎖する。

(決算書の提出)

第21条 出納員は、出納閉鎖後、速やかに歳入歳出決算書を作成し、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項の決算書について、監事の監査を受けた後、総会に提案する。

附 則

この規定は、平成18年3月13日から施行する。

附 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 5 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 23 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 25 日から施行する。

## 佐賀県高度情報化推進協議会事務局規程（改正後全文）（案）

### （趣 旨）

第1条 この規程は、佐賀県高度情報化推進協議会規約第4条及び第16条の規定に基づき、佐賀県高度情報化推進協議会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （業 務）

第2条 事務局は、佐賀県高度情報化推進協議会（以下「本会」という。）の事務を処理する。

### （分掌事務）

第3条 事務局の分掌事務は、次のとおりとし、会長または幹事会座長の指示を受けて次に掲げる事務を処理する。

- （1）文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- （2）諸規程の整理、保管に関すること。
- （3）予算案及び決算案の編製並びに経理の実務に関すること。
- （4）会議の招集、議案の準備、その他議事手続実務に関すること。
- （5）県内の地域情報化の推進に資する情報収集及び連絡に関すること。
- （6）印鑑の管守に関すること。
- （7）前各号に掲げるもののほか、協議会の事務に関すること。

### （事務局職員）

第4条 事務局に次の職員を置く。

- （1）事務局長
- （2）副事務局長
- （3）事務局員

2 事務局長は、佐賀県総務部情報課デジタルイノベーション室長の職にある者をもって充てる。

3 副事務局長は、佐賀県総務部情報課デジタルイノベーション室係長の職にある者（2人以上あるときは、あらかじめ事務局長が指名する者）をもって充てる。ただし、事務局員のうちには、佐賀県総務部情報課デジタルイノベーション室副室長の職にある者を充てるものとし、当該事務局員は別に定めるところにより、通帳の保管者となる。

4 事務局員は、佐賀県総務部情報課デジタルイノベーション室職員をもって充てる。

5 会長が必要と認めるときは、前項に定める者以外の職員を置くことができる。

### （職 務）

第5条 事務局長は、事務局の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長不在のときは、その職務を代行する。

3 事務局員は、上司の命を受けて事務に従事する。

### （専 決）

第6条 事務局長は、第3条に掲げる分掌についてすべて専決することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特に重要又は異例に属するものであるときは、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(代 決)

第7条 事務局長の決裁を要する事項について、事務局長が事故又は不在の時は、副事務局長が代決することができる。

2 代決者は、代決した事務のうち必要があると認めるものについては、事後速やかに事務局長の後関を受けなければならない。

(文 書)

第8条 文書には記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

2 記号は「佐賀高情協」とする。

3 番号は、事務局に備える文書整理簿により会計年度ごとの一連の番号を付さなければならない。

4 前項に定めるもののほか、文書の取扱いに関しては、佐賀県の例を参考に処理する。

(公 印)

第9条 事務局で使用する公印の名称、形状、寸法、書体及び印影は、別表のとおりとする。

2 前項で定める公印の保管責任者は、副事務局長とする。

(補 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営について必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月23日から施行する。



附 則

この規程は、平成30年5月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月25日から施行する。

## 別表

公印の種類	形状	寸法	書体	印影
協議会会長印	正方形	26mm×26mm	てん書	 A square seal impression in tenji style. The characters are arranged in four columns: 高橋 (Takahashi) on the right, 佐賀 (Sagami) on the left, 情報 (Information) in the top middle, and 推進 (Promotion) in the bottom middle. The bottom row contains 協議会 (Association) and 会長印 (President's Seal).
協議会事務局長印	正方形	21mm×21mm	てん書	 A square seal impression in tenji style. The characters are arranged in four columns: 高橋 (Takahashi) on the right, 佐賀 (Sagami) on the left, 情報 (Information) in the top middle, and 推進 (Promotion) in the bottom middle. The bottom row contains 協議会 (Association) and 事務局長印 (Secretary General's Seal).

## 第5号議案 令和3年度事業計画（案）について

令和3年度及び令和4年度は、中期推進項目として①ICT利活用普及推進、②情報セキュリティ普及啓発を掲げ、本協議会の目的達成に資する事業に取り組んでいくこととする。

令和3年度は、より具体的なICTの利活用に関する情報収集に取り組む。

### 中期推進項目

これまで以上にIoT、ビッグデータ、AI、5G等の技術革新が進み、こうした技術を活用したSociety5.0の実現に向けた取組が進展しつつある。

本協議会では、このような時代において新たな知識や価値を創出するために、多様な専門性を持つ会員間の情報の共有化を図り、相互協力のもと、以下の中期推進項目を積極的に進めていく。

#### ① ICT利活用普及推進

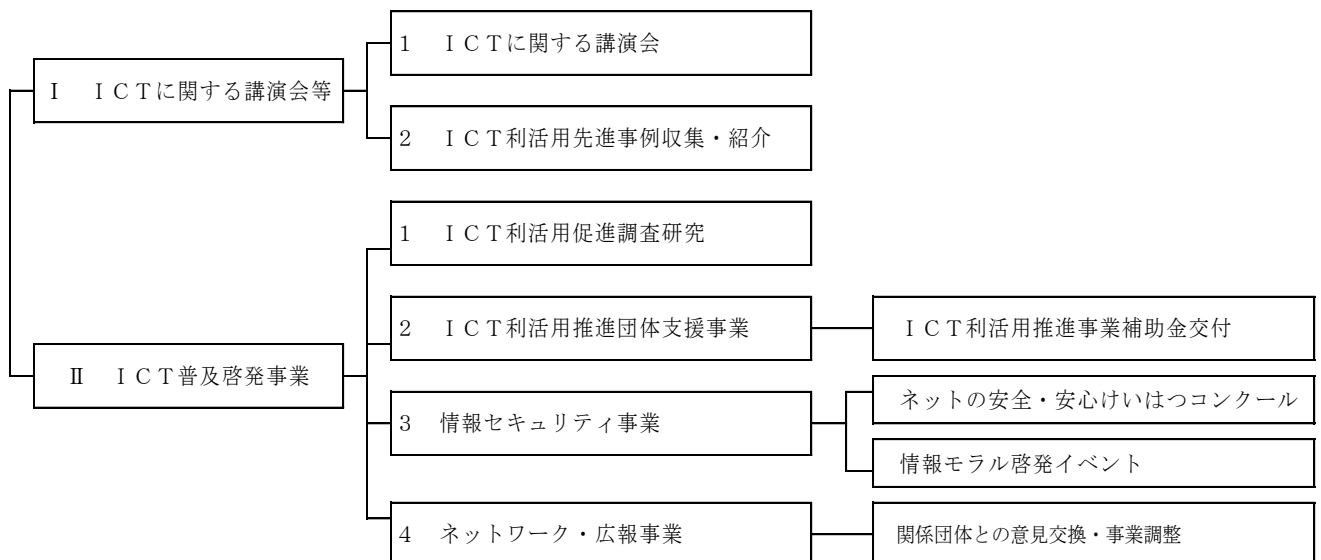
県民がデジタル社会の利便性を実感・享受できる豊かで住みよい地域社会を実現するために、県民、県内事業者等に対しICTに関する最新情報やICTの更なる利活用のきっかけとなる情報の収集、調査、周知等を行う。

また、地域住民のICT機器・サービスやマイナンバー制度の正しい理解の底上げ及び世代間デジタルデバイドの解消に必要な取組の企画立案を行う。

#### ② 情報セキュリティ普及啓発

ICT機器の発展及び利活用の多様化に伴い、情報、人、組織等のあらゆるものが相互に影響を及ぼし合う状況が当たり前となり、個人による発信も容易に行うことができる時代となった一方で、フィッシングによる個人情報等の搾取や標的型攻撃による被害など、個人、事業者を問わず脅威が高まっていることから、引き続き、様々な機会や媒体により、ICT機器・サービスの正しい理解、特に情報セキュリティに関する普及啓発活動を行う。

(体系)



## I ICTに関する講演会等（中期推進項目①、②関連）

県内各地域における情報化の推進を図るため、会員、事業者及び一般県民を対象として、ICTの最新動向を知るとともにICTの効果的な利活用を促進するための講演会を新しい生活様式に対応した形で開催する。

また、講演会補完事業として、これからICT利活用の推進を図ろうとする会員にとって参考となるICT利活用先進事例を視察する機会をつくる。

## II ICT普及啓発事業

### 1 ICT利活用促進調査研究（中期推進項目①、②関連）

初心者層、シニア層、主婦層等のICT利活用促進に向けた知見を得るとともに、県内に最先端技術の普及推進を図るため、ICT利活用に係る調査研究を行っている会員への補助を行う。

### 2 ICT利活用推進団体支援事業（中期推進項目①、②関連）

ICT利活用を推進する団体が実施する中期推進項目に該当する事業への補助（ICT利活用促進事業補助金交付）を行う。

### 3 情報セキュリティ事業

県民の情報セキュリティの向上を目指し、その普及啓発活動を関係機関、団体等と協力し進める。

取組事例としては、「ネットの安全・安心けいはつコンクール」に今年度も参画し、関係機関とともに主体的に取り組むとともに、受賞作品を用いた「情報モラル啓発イベント」を主催し、情報モラルやセキュリティの啓発に取り組む。

### 4 ネットワーク・広報事業（中期推進項目①、②関連）

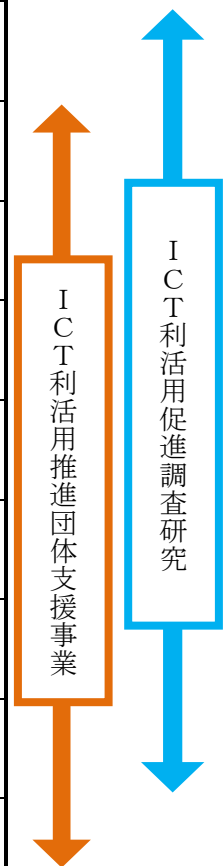
中期推進項目に合致する関係機関、団体の個々の取組内容、課題等を把握し、各取組との連携を推進する。各種事業のWeb上での広報について協力する。

また、本協議会HPやSNS等のWeb各種媒体を通じて会員間の情報の共有化を図るとともに、本協議会の事業告知や成果、関係団体のICTに関する取組、情報セキュリティに関する普及啓発資料等、ICTに関する様々な情報を広く社会に情報発信する。



【令和3年度事業スケジュール（案）】

月	総会及び幹事会直轄事業
4月	
5月	◆定期総会（5/25（火）） ◆第1回ICTに関する講演会
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	◆第2回ICTに関する講演会（予定）
11月	◆ICT利活用事例視察（予定）
12月	
1月	
2月	
3月	



※ICTに関する講演会及びICT利活用事例視察については、新型コロナウイルス感染症などの状況により時期、回数が変更になることがある。

## 第6号議案 令和3年度収支予算（案）について

令和3年度収支予算（案）

<収入の部>

(単位：円)

科目	3年度 予算 (A)	2年度 予算 (B)	差引額 (A - B)	(参考)		備考
				2年度 決算 (C)	差引額 (A - C)	
会費収入	2,712,000	2,730,000	△ 18,000	2,730,000	△ 18,000	令和3年度会員数 99 (一般会員 92、特別会員 7)
県	(450,000)	(450,000)	(0)	(450,000)	(0)	1会員
市町	(684,000)	(684,000)	(0)	(684,000)	(0)	20会員
企業・団体・ 個人	(1,578,000)	(1,596,000)	(△ 18,000)	(1,596,000)	(△ 18,000)	71会員 (退会1会員)
助成金	100,000	146,000	△ 46,000	146,000	△ 46,000	情報通信月間援助金
雑収入	297	991	△ 694	18	279	預金利息等
繰越金	1,339,703	1,299,009	40,694	1,299,009	40,694	
合計	4,152,000	4,176,000	△ 24,000	4,175,027	△ 23,027	

<支出の部>

(単位：円)

科目	3年度 予算 (A)	2年度 予算 (B)	差引額 (A - B)	(参考)		備考
				2年度 決算 (C)	差引額 (A - C)	
幹事会直轄事業	2,800,000	3,260,000	△ 460,000	2,404,716	395,284	
ICTに関する 講演会等	(1,100,000)	(900,000)	(200,000)	(653,464)	(446,536)	・ICTに関する講演会 800千円 ・ICT利活用先進事例視察 300千円 (200千円の増)
ICT普及啓 発事業	(1,700,000)	(2,360,000)	(△ 660,000)	(1,751,252)	(△ 51,252)	・情報セキュリティ事業 200千円 (110千円の減) ・ICT利活用調査研究 600千円 (200千円の減) ・ICT利活用推進団体支援事業 600千円
会議費	120,000	330,000	△ 210,000	299,090	△ 179,090	
総会	(90,000)	(300,000)	(△ 210,000)	(294,250)	(△ 204,250)	
幹事会	(30,000)	(30,000)	(0)	(4,840)	(25,160)	
事務費	100,000	150,000	△ 50,000	131,518	△ 31,518	
予備費	1,132,000	436,000	696,000	0	1,132,000	
合計	4,152,000	4,176,000	△ 24,000	2,835,324	1,316,676	

会員一覧

グループ	会員（令和3年4月1日現在）
メディア・通信・ 電器など (27+2)  計 29	西日本電信電話(株)佐賀支店、(株)ドコモCS九州佐賀支店、九州電力(株)佐賀支店、(株)Q T n e t 佐賀支店、ニシム電子工業(株)佐賀支店、KDDI(株)九州総支社、(株)サガテレビ、日本放送協会佐賀放送局、(株)エフエム佐賀、NBCラジオ佐賀、有田ケーブル・ネットワーク(株)、伊万里ケーブルテレビジョン(株)、(株)唐津ケーブルテレビジョン、佐賀シティビジョン(株)、西海テレビ(株)、(株)ケーブルワン、藤津ケーブルビジョン(株)、(株)多久ケーブルメディア、(株)テレビ九州、(株)佐賀新聞社、(有)西九電装エンジニアリング、(株)宮園電工、日本電気(株)佐賀支店、富士通(株)佐賀支店、(株)音成印刷、誠文堂印刷(株)、(株)古川総合印刷  佐賀県ケーブルテレビ協議会、(一社)日本CATV技術協会佐賀地区支部
ソフトウェア・ 情報処理サービ スなど (21+1)  計 22	伊万里情報センター(株)、西肥情報サービス(株)佐賀事業所、(株)佐賀情報管理センター、(株)佐賀電算センター、(株)佐賀IDC、佐銀コンピュータサービス(株)、(株)ジェピック、(株)ジムコ、ダイワボウ情報システム(株)佐賀支店、名村情報システム(株)、NDSデータソリューションズ(株)佐賀センター、(株)プライム、(有)佐賀情報ビジネス、木村情報技術(株)、(株)トゥーフクトリー、(株)エヌビーコム、(株)サインズ、日本建設技術(株)、(株)マルゼン看板、(株)学映システム、(株)九州コージュ  佐賀県ソフトウェア協同組合
市民社会組織・ 個人  計 7	NPO法人佐賀県CSO推進機構、NPO法人ITサポートさが、NPO法人シニアネット佐賀、NPO法人シニア情報生活アドバイザー佐賀、平田義信、志波幸男
各種団体・学校  計 14	佐賀商工会議所、佐賀県商工会連合会、佐賀県中小企業団体中央会、佐賀県農業協同組合中央会、佐賀県有明海漁業協同組合、(一社)佐賀県医師会、(一社)佐賀県建設業協会、(公社)佐賀県トラック協会、(公財)佐賀県地域産業支援センター、唐津情報都市推進協議会、コープさが生活協同組合、唐津ビジネスカレッジ、佐賀コンピュータ専門学校、佐賀大学
地方自治体・特 別会員  計 28	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町、佐賀県、九州総合通信局、九州経済産業局、九州農政局佐賀支局、佐賀県市長会、佐賀県町村会、佐賀県消費者グループ協議会、佐賀県ネットワーク・セキュリティ対策協議会

(以上 99 会員)

## 2 その他